

# 江南市生活排水処理基本計画 (改訂版)

〈案〉

平成28年 月

江 南 市

## 〈目次〉

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の目的及び構成 .....             | 1  |
| 1 計画の背景 .....                   | 1  |
| 2 計画の位置付け・構成 .....              | 3  |
| 3 計画の対象範囲 .....                 | 4  |
| 4 計画の期間 .....                   | 4  |
| 5 計画人口 .....                    | 5  |
| 第2章 生活排水処理の基本方針 .....           | 6  |
| 1 生活排水処理に係る基本理念・目標 .....        | 6  |
| 2 生活排水処理施設整備の基本方針 .....         | 6  |
| 第3章 生活排水の排出の状況 .....            | 8  |
| 1 生活排水処理の現状 .....               | 8  |
| (1) 生活排水処理の体系及び主体 .....         | 8  |
| (2) 処理形態別施設 .....               | 10 |
| (3) 生活排水処理の状況 .....             | 12 |
| (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況 ..... | 13 |
| 2 生活排水に関する課題 .....              | 16 |
| (1) 生活排水処理 .....                | 16 |
| (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理 .....          | 18 |
| 第4章 生活排水処理基本計画 .....            | 19 |
| 1 生活排水処理の計画 .....               | 19 |
| (1) 生活排水の処理目標 .....             | 19 |
| (2) 施設整備計画 .....                | 21 |
| 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 .....          | 23 |
| 3 その他 .....                     | 24 |
| 4 計画の推進 .....                   | 25 |
| (1) 市民の役割 .....                 | 25 |
| (2) 行政の役割 .....                 | 25 |
| 5 計画の進行管理 .....                 | 26 |
| (1) 実施状況の分析・改善 .....            | 26 |
| (2) 中間年度等における計画の見直し .....       | 26 |

# 第1章 計画の目的及び構成

## 1 計画の背景

はじめに

江南市（以下「本市」という。）は、濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西6.1km、南北8.8km、面積30.20km<sup>2</sup>の市域を有し、総人口は平成26年度末現在で101,087人となっています。

名古屋市から20km圏に位置し、公共交通機関では約20分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。また、木曾川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

地形は全般に平坦で、温暖な気候・風土に加え、地域のシンボルである木曾川をはじめ、五条川・青木川等、地域を潤し市民のやすらぎの場となる河川を擁しており、河川流域の肥沃な土地は、ねぎや大根等の露地野菜の栽培や施設園芸等農業を中心として利用されています。また、工業においては繊維工業を中心に軽工業が主体となっています。

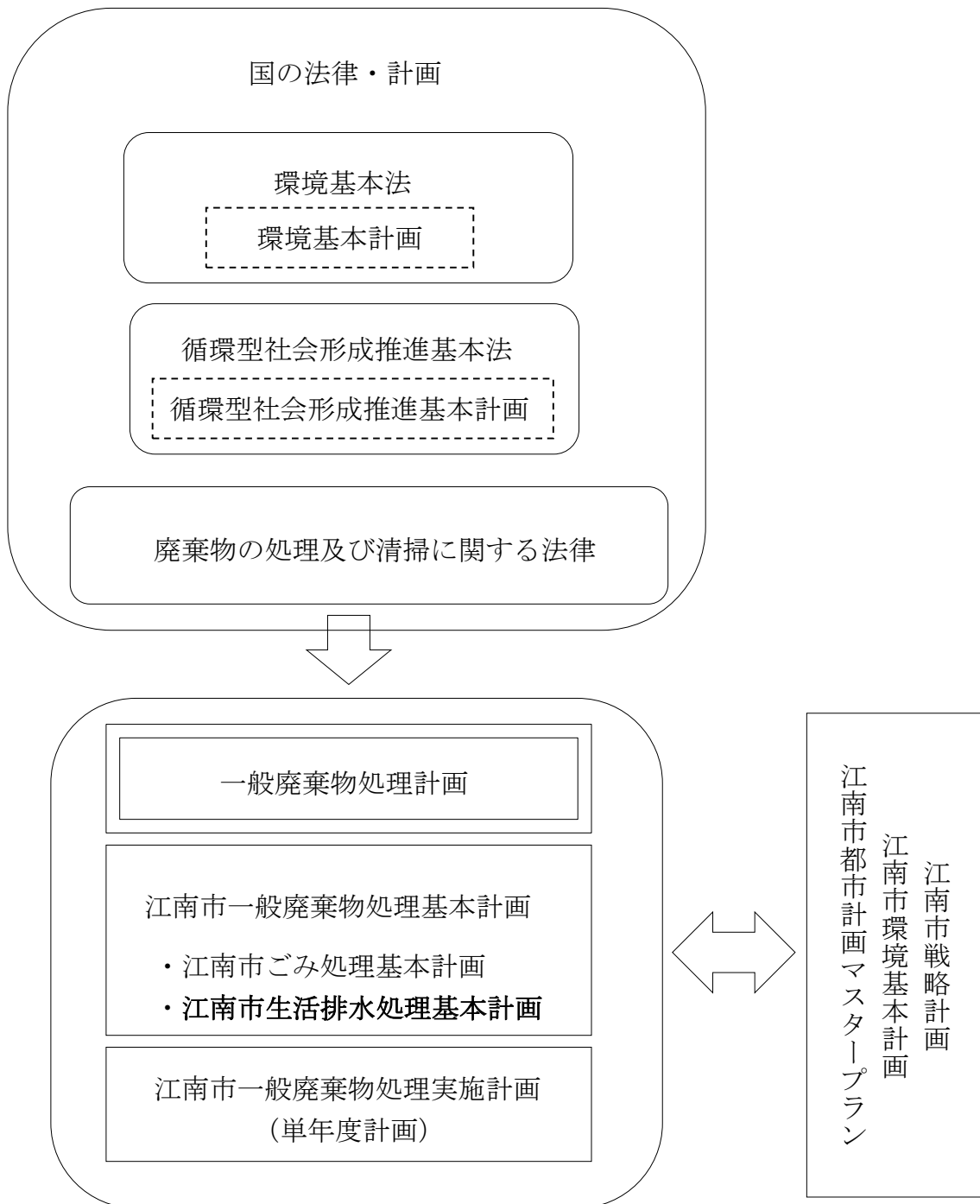
本市の生活排水処理対策は、平成元年からの浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進と、平成5年度からの公共下水道事業による公共下水道の整備とで進められていますが、平成26年度末の汚水処理人口普及率は愛知県内でも極めて低い68.4%と、依然、生活雑排水が未処理のまま水路等に排出されてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭等が少なくないため、河川等の公共用水域の水質に悪影響を及ぼしています。

また、市内には多くの水源がある一方、河川や水路は治水対策として土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備を進めてきたため、自然の浄化機能を失いつつあります。河川の上流部に位置する本市が水質を保全する責任は極めて重大であり、生活排水処理施設の整備を進めていく、その事業効果は本市にとどまらず下流市町にも及ぶところです。

そこで、計画的に生活排水処理対策を行うことを基本と考え、「江南市生活排水処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け・構成

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、総合計画（江南市戦略計画）や環境基本法等との整合性を図り、今後の生活排水処理対策における長期的・総合的な指針となるものです。



### 3 計画の対象範囲

本計画は、江南市内で発生する生活排水を対象とします。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 対 象 地 域 | 江南市全域               |
| 対 象 人 口 | 101,087人（平成26年度末現在） |

### 4 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、平成32年度を中間目標年度とします。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

|              |        |
|--------------|--------|
| 現 在（基 準 年 度） | 平成26年度 |
| 中 間 目 標 年 度  | 平成32年度 |
| 目 標 年 度      | 平成37年度 |

## 5 計画人口

本市の平成26年度末の行政区域内人口は101,087人ですが、徐々に減少していくことが見込まれます。

本計画の策定にあたり、想定する計画人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を行政区域内人口の現況実績により補正した値を用いるものとします。

| 年 度          |        | 計 画 人 口  |
|--------------|--------|----------|
| 現 在（基 準 年 度） | 平成26年度 | 101,087人 |
| 中 間 目 標 年 度  | 平成32年度 | 99,200人  |
| 目 標 年 度      | 平成37年度 | 96,600人  |

## 第2章 生活排水処理の基本方針

### 1 生活排水処理に係る基本理念・目標

生活排水処理を適切に行うことは、住民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保する上で非常に重要であるため、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭等が多い本市において、積極的な生活排水処理対策の必要性・緊急性が高まっています。

このような状況から、市内だけでなく身近な公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、地域住民の理解と協力のもと、生活排水処理に関する事業に取り組み豊かな水環境に囲まれた住みよいまちづくりを目指すものとします。

### 2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設を整備することは、基本理念を達成するために重要です。

本市では、生活排水処理対策として、家庭等での生活雑排水の発生場所である台所・風呂場・洗濯場等において、廃食用油を流さないようにしたり、洗剤の過剰な使用を避けたりするといった発生源対策の周知啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおり定めます。



(1) 本市における公共下水道は、愛知県が定めた名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道区域（五条川右岸処理区）及び単独公共下水道区域（木曾川堤内処理区）を下水道整備計画区域として整備が進められています。

このため、流域下水道整備計画との整合性も図りつつ、計画的な整備の推進を図ります。

(2) 下水道供用開始区域内での下水道接続率が向上するよう、市民等へ周知啓発または指導します。

(3) 下水道整備計画区域外や下水道整備計画区域内であっても当面下水道の整備が見込まれない地域において、合併処理浄化槽の普及を推進します。

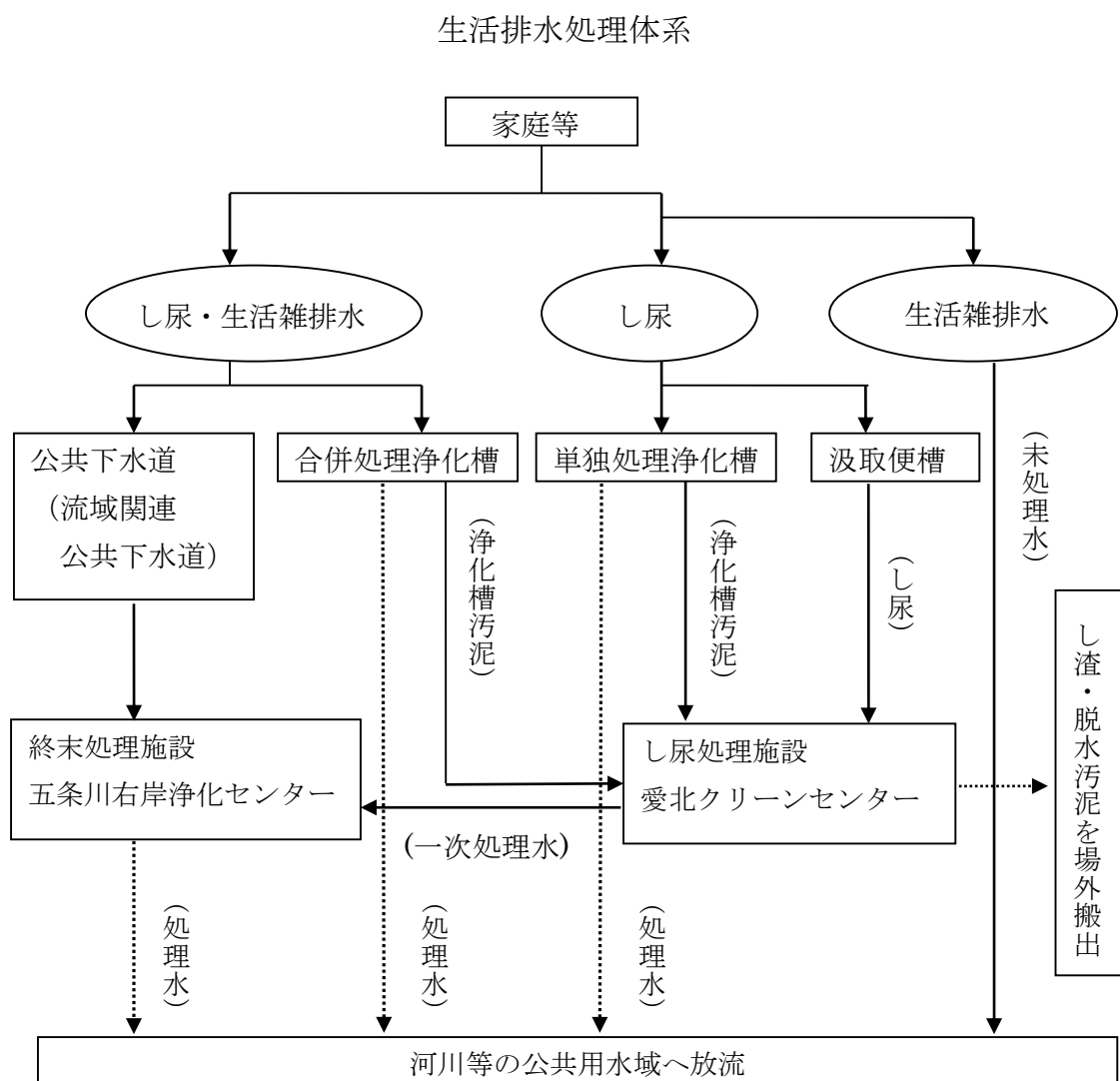
また、上記地域で単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭等に対して、水環境の保全や公衆衛生の確保のため、合併処理浄化槽への転換促進を周知啓発します。

### 第3章 生活排水の排出の状況

#### 1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水処理の体系及び主体

本市の平成26年度末現在における生活排水処理の体系及び主体は、次のとおりです。



## 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類       | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体     |
|---------------|--------------|----------|
| 公 共 下 水 道     | し尿及び生活雑排水    | 県、江南市    |
| 合 併 処 理 浄 化 槽 | し尿及び生活雑排水    | 家庭等      |
| 単 独 処 理 浄 化 槽 | し尿           | 家庭等      |
| し 尿 処 理 施 設   | し尿及び浄化槽汚泥    | 愛北広域事務組合 |

家庭等から排出される生活雑排水は、公共下水道及び合併処理浄化槽で適正に処理され河川等の公共用水域へ放流されているほか、一部が未処理のまま公共用水域へ放流されています。

一方、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で適正に処理され公共用水域へ放流されているほか、汲取便槽から収集されています。

なお、汲取便槽内のし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、収集運搬業者により愛北広域事務組合（江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町の3市2町で構成される一部事務組合）が運営管理する愛北クリーンセンターへ搬入後、一次処理水が終末処理施設である五条川右岸浄化センターへ投入され、適正に処理されています。また、一次処理の際に発生したし渣・脱水汚泥は、場外搬出されています。

## (2) 処理形態別施設

### ①公共下水道

本市の公共下水道は、名古屋港海域等流域下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道区域（五条川右岸処理区）と単独公共下水道区域（木曾川堤内処理区）とで整備計画区域を構成しており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から一部の区域で供用を開始しています。

整備状況の実績については、次の表のとおりであり、平成26年度末現在は市内の27.1%が下水道整備済みとなっています。

公共下水道の整備状況

|           | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 整備面積 (ha) | 335.9      | 359.3      | 370.6      | 388.1      | 414.9      |
| 整備済人口 (人) | 21,911     | 22,763     | 23,717     | 25,307     | 27,384     |
| 水洗化人口 (人) | 16,088     | 16,822     | 17,559     | 18,597     | 19,552     |
| 水洗化率 (%)  | 73.4       | 73.9       | 74.0       | 73.5       | 71.4       |

(各年度末現在)

- ・ 「整備済人口」は、供用開始された区域内の人口をいう。
- ・ 「水洗化人口」は、整備済人口のうち下水道に接続した人口をいう。

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{下水道接続人口}}{\text{供用開始区域内人口}}$$

## ②浄化槽

浄化槽の設置基数の実績は次の表のとおりであり、平成26年度末現在の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数は15,994基となっています。

また、合併処理浄化槽は、平成元年度から住宅を補助対象とした浄化槽設置整備事業を実施し、普及促進を図っています。

### 浄化槽の普及状況

(単位：基)

|         | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合併処理浄化槽 | 5,590      | 5,990      | 6,399      | 6,789      | 6,941      |
| 単独処理浄化槽 | 11,778     | 11,537     | 11,438     | 11,332     | 9,053      |
| 合 計     | 17,368     | 17,527     | 17,837     | 18,121     | 15,994     |

(各年度末現在)

### ※浄化槽設置整備事業

平成25年度からは、要綱改正により、新築または10m<sup>2</sup>を超える増改築時に伴う設置の場合を補助対象外にし、単独処理浄化槽及び汲取便槽からの転換が促進されるよう補助金額を増額しています。

平成27年4月現在の補助金額は次の表のとおりです。

### 浄化槽設置整備事業補助金額

| 人 槽 区 分 | 補 助 限 度 額 |
|---------|-----------|
| 5人槽     | 444,000円  |
| 6～7人槽   | 486,000円  |
| 8～10人槽  | 576,000円  |

上記設置費補助に加え、撤去費用として最大90,000円の補助あり。

### (3) 生活排水処理の状況

過去5年間の生活排水の処理形態別人口は、次の表のとおりです。水洗化・生活雑排水処理人口は増加しており、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は減少しています。

平成26年度末において、計画処理区域内人口101,087人のうち64,441人については、公共下水道及び合併処理浄化槽により適正に生活排水の処理がなされています。

一方、それ以外の36,646人は、生活雑排水を未処理のまま、公共用水域に排出しています。

#### 生活排水処理形態別人口の実績

(単位：人)

|                                | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 計画処理区域内人口                      | 101,714    | 101,591    | 101,557    | 101,235    | 101,087    |
| 1. 水洗化・生活雑排水処理人口               | 52,681     | 53,544     | 55,455     | 58,885     | 64,441     |
| (1) 公共下水道                      | 16,088     | 16,822     | 17,559     | 18,597     | 19,552     |
| (2) 合併処理浄化槽                    | 36,593     | 36,722     | 37,896     | 40,288     | 44,889     |
| 2. 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽) | 37,030     | 36,483     | 34,776     | 35,448     | 32,597     |
| 3. 非水洗化人口 (汲取便槽)               | 12,003     | 11,564     | 11,326     | 6,902      | 4,049      |

(各年度末現在)

## 生活排水処理率及び水洗化率の実績

(単位：%)

|         | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活排水処理率 | 51.8   | 52.7   | 54.6   | 58.2   | 63.7   |

(各年度末現在)

$$\cdot \text{生活排水処理率} = \frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}}$$

### (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況

本市は、汲み取ったし尿の収集運搬は市長が許可した業者(以下「許可業者」という。)が実施しています。また、浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬も、許可業者が実施しています。

平成25年9月以前、し尿及び浄化槽汚泥は、愛北広域事務組合が運営管理する愛北クリーンセンターへ搬入され、高負荷脱窒素処理(一次処理・二次処理)と高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)を行った後、公共用水域へ放流されていましたが、処理工程の見直しがあり、平成25年10月以降は一次処理水が五条川右岸浄化センターへ投入され、適正な処理後、公共用水域へ放流されています。

愛北クリーンセンター及び五条川右岸浄化センターの施設の概要は、次の表のとおりです。

施設の概要

|      |  |
|------|--|
| 施設名称 | 愛北クリーンセンター                             |
| 竣工   | 平成5年2月27日                              |
| 施設所管 | 愛北広域事務組合                               |
|      | 3市2町（江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町）から構成される一部事務組合 |
| 所在地  | 岩倉市野寄町向山760番地                          |
| 処理能力 | 280k1/日<br>（し尿：115k1/日、浄化槽汚泥：165k1/日）  |
| 処理方法 | 高負荷脱窒素処理方式                             |
| 処理工程 | 受入・貯留工程<br>一次処理工程                      |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 施設名称 | 五条川右岸浄化センター           |
| 所在地  | 岩倉市北島町権現山7-1          |
| 敷地面積 | 114,100m <sup>2</sup> |
| 処理方式 | 凝集剤添加硝化脱窒法            |
| 排除方式 | 分流式                   |
| 放流先  | 五条川                   |



また、許可業者により愛北クリーンセンターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は次の表のとおりです。

下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は減少傾向となっています。

#### し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

|       | 平成22<br>年度    | 平成23<br>年度 | 平成24<br>年度 | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 |           |
|-------|---------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| し尿    | 年間処理量 (k1/年)  | 4,332.48   | 4,181.07   | 3,702.23   | 3,526.99   | 3,417.64  |
|       | 日平均処理量 (k1/日) | 16.05      | 15.43      | 13.69      | 13.59      | 13.89     |
| 浄化槽汚泥 | 年間処理量 (k1/年)  | 36,668.30  | 36,604.21  | 35,030.10  | 34,812.34  | 33,751.96 |
|       | 日平均処理量 (k1/日) | 135.81     | 135.07     | 129.50     | 134.15     | 137.20    |
| 合計    | 年間処理量 (k1/年)  | 41,000.78  | 40,785.28  | 38,732.33  | 38,339.33  | 37,169.60 |
|       | 日平均処理量 (k1/日) | 151.86     | 150.50     | 143.19     | 147.74     | 151.09    |

(各年度末現在)

## 2 生活排水に関する課題

### (1) 生活排水処理

#### ① 公共下水道

公共下水道は、現在、愛知県が事業主体となっている流域下水道幹線に接続し、処理されています。本市の平成 26 年度末における公共下水道の普及率は 27.1%、水洗化率は 71.4%です。

生活排水処理のさらなる拡大のためには、公共下水道整備を進め普及率を向上させるだけでなく、引き続き水洗化率の向上に努めなければなりません。このため、公共下水道へ未接続の市民等に対し、周知啓発や接続指導を推進していく必要があります。

また、終末処理施設への過剰な負荷は正常な処理に支障をきたし、公共用水域の水質汚濁につながる恐れがあるため、下水道利用者に対し発生源対策をするよう呼びかけ、施設の負荷軽減にも努める必要があります。

#### ② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿のみが処理できる単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理できる性質を持つため、生活排水を適正に処理することができます。

今後も、下水道整備計画区域外や下水道整備計画区域内であっても当面下水道の整備が見込まれない地域において、合併処理浄化槽の普及推進を図ることや合併処理浄化槽への転換促進を周知啓発することが重要です。

また、合併処理浄化槽の機能が十分発揮できるように、保守点検・清掃・法定検査といった浄化槽法に基づいた適正な維持管理や発生源対策について、周知啓発や指導を行っていく必要もあります。

### ③ 単独処理浄化槽及び汲取便槽

平成 26 年度末現在で、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（汲取便槽）が、計画処理区域内人口の 36.3%を占めています。

単独処理浄化槽及び汲取便槽については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されることが水質汚濁の原因の一つとなっていることから、将来的に下水道への接続や合併処理浄化槽に転換されるよう促進していく必要があります。

また、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されることから、市民等に対して、周知啓発等による発生源対策を推進し、出来る限り環境負荷を減らすよう努める必要があります。

## (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理

### ① 収集運搬

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っています。

今後は、公共下水道の普及に伴い、発生源となる家庭等が減少することから、し尿・浄化槽汚泥の収集量が減少していくことが想定されますが、安定かつ適正な収集運搬体制を維持していく必要があります。

### ② 処理

市内から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、愛北クリーンセンターでの一次処理後、五条川右岸浄化センターに投入され、適正な処理が行われた後、公共用水域へ放流されています。

今後も愛北クリーンセンターにおいて、施設の適正な運営管理に努めるとともに、許可業者への適正搬入の指導等も行いながら、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理していく必要があります。

## 第4章 生活排水処理基本計画

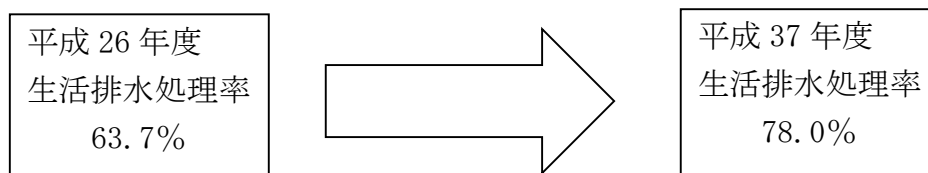
### 1 生活排水処理の計画

#### (1) 生活排水の処理目標

基本理念及び基本方針に基づき、できるだけ多くの生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを具体的な目的として、生活排水処理率の目標を次のとおり設定します。

目標年度：平成37年度

平成26年度の実績に対して、生活排水処理率を14.3%向上させる。



生活排水の処理目標

|         | 現在<br>(平成26年度) | 中間目標年度<br>(平成32年度) | 目標年度<br>(平成37年度) |
|---------|----------------|--------------------|------------------|
| 生活排水処理率 | 63.7%          | 70.3%              | 78.0%            |

なお、目標年度の生活排水の処理形態別人口の内訳は、次の表のとおりです。

### 生活排水の処理形態別人口内訳

(単位：人)

|                                 | 現在<br>(平成26年度) | 中間目標年度<br>(平成32年度) | 目標年度<br>(平成37年度) |
|---------------------------------|----------------|--------------------|------------------|
| 1. 行政区域内人口                      | 101,087        | 99,200             | 96,600           |
| 2. 計画処理区域内人口                    | 101,087        | 99,200             | 96,600           |
| (1) 水洗化・生活雑排水処理人口               | 64,441         | 69,768             | 75,381           |
| ① 公共下水道                         | 19,552         | 31,439             | 43,135           |
| ② 合併処理浄化槽                       | 44,889         | 38,329             | 32,246           |
| (2) 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽) | 32,597         | 26,066             | 18,887           |
| (3) 非水洗化人口 (汲取便槽)               | 4,049          | 3,366              | 2,332            |

(各年度末現在)

## (2) 施設整備計画

### ① 公共下水道

公共下水道は、名古屋港海域等流域下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道区域（五条川右岸処理区）と単独公共下水道区域（木曾川堤内処理区）とで整備計画区域を構成しており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から一部の区域で供用を開始しています。

今後、計画的な整備の推進を図るとともに、水洗化率の向上に努めます。

公共下水道の整備計画は、次の表のとおりです。

公共下水道の整備計画

|           | 現在<br>(平成26年度) | 中間目標年度<br>(平成32年度) | 目標年度<br>(平成37年度) |
|-----------|----------------|--------------------|------------------|
| 整備面積 (ha) | 414.9          | 749.1              | 924.1            |
| 整備済人口 (人) | 27,384         | 48,641             | 56,500           |
| 水洗化人口 (人) | 19,552         | 31,439             | 43,135           |
| 水洗化率 (%)  | 71.4           | 64.6               | 76.4             |

(各年度末現在)

## ② 浄化槽

下水道整備計画区域外や下水道整備計画区域内であっても当面下水道の整備が見込めない地域について、合併処理浄化槽の普及を推進します。

また、平成元年度から国や県の補助を受け、合併処理浄化槽設置整備費に対する補助事業を行っており、当面下水道の整備が見込めない地域において単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

浄化槽の普及促進計画は、次の表のとおりです。

### 浄化槽の普及促進計画

(単位：基)

|         | 現在<br>(平成26年度) | 中間目標年度<br>(平成32年度) | 目標年度<br>(平成37年度) |
|---------|----------------|--------------------|------------------|
| 合併処理浄化槽 | 6,941          | 6,046              | 5,193            |
| 単独処理浄化槽 | 9,053          | 7,384              | 5,459            |
| 合 計     | 15,994         | 13,430             | 10,652           |

(各年度末現在)



## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う愛北クリーンセンターは、稼働後 22 年が経過しております。

平成 25 年 10 月より一次処理水を五条川右岸浄化センターへ投入しており、将来的には、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を全て五条川右岸浄化センターへ直接投入する計画はありますが、収集運搬に関しては現体制を維持していくものとします。

し尿及び浄化槽汚泥処理の計画は、次の表のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

|       |               | 現在<br>(平成26年度) | 中間目標年度<br>(平成32年度) | 目標年度<br>(平成37年度) |
|-------|---------------|----------------|--------------------|------------------|
| し尿    | 年間処理量 (kl/年)  | 3,417.64       | 2,357.73           | 1,730.35         |
|       | 日平均処理量 (kl/日) | 13.89          | 9.70               | 7.12             |
| 浄化槽汚泥 | 年間処理量 (kl/年)  | 33,751.96      | 29,898.92          | 27,026.25        |
|       | 日平均処理量 (kl/日) | 137.20         | 123.04             | 111.22           |
| 合計    | 年間処理量 (kl/年)  | 37,169.60      | 32,256.65          | 28,756.60        |
|       | 日平均処理量 (kl/日) | 151.09         | 132.74             | 118.34           |

(各年度末現在)

### 3 その他

生活排水処理対策の必要性について市民等に周知を図るため、市広報やホームページへの掲載等で定期的な啓発活動を行います。

特に、家庭で簡単に実践できる発生源対策として、下記の事項について周知啓発し、意識の向上を図ります。

- ・ 生活排水の絶対量を減らすため、節水に心掛ける。
- ・ 廃食用油は流さず、古紙に吸わせるなどして適正処理に心掛ける。
- ・ 洗剤の過剰な使用は避ける。
- ・ 調理くずが流れないように、水切り袋を使用する。
- ・ 浄化槽法に基づく浄化槽の正しい維持管理（保守点検・清掃・法定検査）に努める。

## 4 計画の推進

基本理念を達成するためには、行政の努力に加え、市民が積極的に参画し、連携して取り組む必要があります。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが生活排水の排出者として高い意識と責任を持ち、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をできるだけ速やかに行うこととし、環境負荷低減につながる発生源対策に努めます。

### (2) 行政の役割

#### ①関係機関との連携

地域の水環境保全及び生活排水処理施設整備は、国や県を含めた関係行政機関と連絡調整を図り、総合的・広域的な生活排水処理対策を進めます。

#### ②関連する諸団体との連携

生活排水処理対策を推進するためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が必要であるため、NPO等の関連諸団体との連携を図りながら積極的な取組を進めます。

#### ③関連する計画との整合性の確保

生活排水処理施設整備計画の推進にあたっては、国や県等が定めた関連計画との整合性を図りながら進めます。

## 5 計画の進行管理

### (1) 実施状況の分析・改善

生活排水については、その処理状況の実態調査及び計画の進捗状況を把握しその結果について公表するとともに、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど計画の着実な推進に努めます。

### (2) 中間年度等における計画の見直し

本計画は概ね 5 年ごとに見直すこととしているため、計画年度の中間年度（平成 32 年度）において、計画内容や施策の実施状況の全般について点検・評価し、必要に応じて数値目標や施策内容を見直します。